

別紙5 公園整備工事仕様書

1 基本事項

- (1) 「京都市宅地開発要綱」, 「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」, 「開発許可制度に関する京都市開発技術基準」等を遵守する。
- (2) 公園の整備に際しては, 事前に市の関係する部局と十分に協議を行うこと。
- (3) 付帯事業用地の活用の際に公園整備が必要となる場合は, 市営住宅用地及び付帯事業用地の公園を, それぞれに分割して整備せず, 一体として整備する。
- (4) 公園は, まちづくりの重要な要素であり, かつ, 地域コミュニティーの拠点であることを踏まえて, 市営住宅や周辺地域の状況等を十分考慮し, 良好な状態が維持しやすく, 利用者が安心して快適に利用できるよう配慮する。

2 公園の面積

次に掲げる面積のうち, いずれか大きい面積以上の面積とすること。

なお, 「開発区域」は現況の市営住宅敷地とし, 「計画人口」は整備後の市営住宅敷地及び付帯事業用地の合計とする。

- (1) 開発区域の面積の3%に相当する面積。
- (2) 計画人口1人につき1㎡を乗じて得た面積。
※ 1戸当たりの計画人口は, 独立住宅(4人), 共同住宅(3人), 単身者住宅(実態による), 併用住宅(住宅部分について独立住宅又は共同住宅の基準による)

3 公園の立地条件

- (1) 公園の位置は, 現況の市営住宅敷地の南東部分とする。
- (2) 原則として, 2面以上が道路に接するように計画する。

4 公園の形状等

- (1) 公園の敷地形状は, おおむね, 正方形又は短辺が長辺の2分の1以上の長方形状とする。
- (2) 公園と市営住宅用地又は付帯事業用地とは, 一体感及び連続感のある意匠とするほか, 市営住宅用地及び付帯事業用地の入居者や利用者, 近接する高校の生徒を含む地域住民がコミュニケーションを図りやすいよう, 工夫を盛り込むこと。
- (3) 出入口は, 原則として道路に面して設けること。ただし, 公園北側に市営住宅の団地内通路を設ける場合は, これに面して出入口を設けることができる。

なお, 公園内への自転車の乗入は禁止であることから, 出入口には自転車等の進入防止措置を講じること。

- (4) 公園については整備完了後に建設局に移管することから, その意匠や工夫に関して

は、建設局みどり政策推進室と協議すること。

また、事業開始後の実施設計業務等における詳細な仕様についての当該室との協議の結果、入札時の提案内容から仕様を変更することが必要となった場合は、市と協議を行い、市の承諾の上、その変更を認めるものとする。

5 公園に設ける施設

遊具、注意板、ベンチ類、照明灯、日影、植樹帯、水飲場等、「開発許可制度に関する京都市開発技術基準」等で定める施設を設置する。

ただし、照明灯はLEDとし、その器具の選定や配置等については、光源のまぶしさ等の周辺への影響を十分考慮して計画すること。

6 公園の移管

工事完了後、市に移管するものとする。

なお、移管前に、周辺への影響を確認するため、市の立会のもと、照明灯の試験点灯を行う。不備が認められた場合は、事業者の責任において速やかに是正すること。